

酪農学園大学同窓会校友会助成金規程

- 第1条 本規程は、会員相互の親睦を図る目的で開催される同窓会および記念事業等に対する助成金の支給基準について定め、助成金の支給を行うことを目的とする。
- 第2条 助成金は、記念同期会（卒業10周年、20周年、30周年、40周年、50周年）および教職員退職記念に関する事業に対して支給する。
- 第3条 助成金の支給は、事前に校友会事務局に申請した同期会および記念事業を対象とする。
- 第4条 助成金は会員参加者一人当たり1,000円とする。
- 第5条 この規程の改廃は、理事・代議員会の議決を得て行う。
- 第6条 本規程に定めていない事項については、会長と副会長の協議によりその都度定める。

附 則

この規程は平成29年5月19日より施行する。

（細則）

1. 申請とは事前に計画書を提出し、報告書、記念写真、名簿一覧を事後提出する。
2. 通信費は本会が立て替え、差額分を助成金として入れる。